

## 改定案に寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方

## ○別表に対する意見

意見の概要	考え方
<p>1 意見 ガイドラインの別表を公表することの意義・目的及び別表の商品・役務ごとに独占的状態の市場構造要件に該当すると認めるに至った過程・根拠を明確にすべきである。また、別表を作成する必要性についても検討すべきである。(団体)</p> <p>2 理由 独占禁止法第2条第7項に定義する「独占的状態」の各要件のうち、国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件のみに着目し、これに該当する事業分野を（「直ちに独占的状態に該当するということではありません」とした上で）ガイドラインの別表として公表することの意義・目的、別表の商品役務ごとに独占的状態の市場構造要件に該当すると認めるに至った過程・根拠が不明確である。</p>	<p>「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」別表は、独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野を明らかにし、当該事業分野の事業を営む企業の予見可能性を確保するために公表しています。</p> <p>別表に掲載された事業分野が、直ちに独占的状態に該当するということではありませんが、これらの事業分野については、他の事業者が参入することを著しく困難にする事情があるかどうか、当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、価格が硬直的であって、著しく高い利益を得ているかどうかなどの弊害要件が認められるか、動向の把握に努めていくこととしています。</p> <p>別表に掲載する事業分野は、「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」に示している考え方に沿って選定しており、別表掲載基準も別表の「(注)」に示しています。その根拠となる国内総供給価</p>

意見の概要	考え方
	<p>額及び事業分野占拠率は、公正取引委員会が行った出荷集中度調査の結果等を基に算出しております。出荷集中度調査の対象、方法及び結果については、次のURLを御参照ください。</p> <p>(<a href="http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/ruiseki/index.html">http://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/ruiseki/index.html</a>)</p> <p>出荷集中度調査は、回答内容の非開示を前提として、国内の多数の事業者の協力を得て、各事業者の出荷実績等について調査を行っているものです。</p> <p>国内総供給価額及び事業分野占拠率を算出するための基データについては、関係する事業者が非常に少ないことから数字が明らかになれば関係事業者等の中で出荷実績が容易に推測できてしまう事業分野もあり、調査への協力が得られにくくなるおそれがあるため、公表していません。</p>

○音楽著作権管理業

意見の概要	考え方
<p>1 意見</p> <p>「音楽著作権管理業」は、別表掲載基準を満たさないため、削除すべきである。(事業者)</p> <p>2 理由</p> <p>(1)「音楽著作権管理」という役務の供給額について</p> <p>「音楽著作権管理業」の基礎を成すのが委託者(著作権者)と受託者(管理事業者)との間で締結する「管理委託契約」であり、「音楽著作権管理」というのは、この対著作権者市場の取引関係(管理委託契約)において受託者(管理事業者)が委託者(著作権者)に供給する役務(許諾・徴収業務、分配業務、著作権侵害対策業務等から成る一連の管理サービス)であり、その対価は管理手数料である。</p> <p>一方、著作物使用料は「利用許諾」の対価であり、この「利用許諾」というのは、対利用者市場の取引関係(利用者和管理事業者とが締結する利用許諾契約)において管理事業者が利用者に供給する役務です。</p> <p>「音楽著作権管理業」を取り上げるのであれば、その国内総供給価額は同市場において委託者(著作権者)が受託者(管理事業者)に支払う管理手数料の価額をもって算定すべきである。</p>	<p>著作権等管理事業法における「管理委託契約」は、「委託者が受託者に著作権又は著作隣接権(以下「著作権等」という。)を移転し、著作物等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約」又は「委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約」であって、受託者による著作物等の利用の許諾に際して委託者が使用料の額を決定することとされているもの以外のものをいうとされています(著作権等管理事業法第2条第1項)。</p> <p>上記定義に鑑みると、音楽著作権管理業においては、著作権管理事業者が著作権者との契約に基づいて利用許諾又はその取次ぎ若しくは代理をすることによって利用者から使用料を徴収しており、当該音楽著作権管理業における国内総供給価額は、役務を受ける者(=利用者)が許諾の対価として事業者(=著作権管理事業者)に支払う額(=著作物使用料)とするのが適当と考えられます。</p> <p>そして、公正取引委員会が行った平成26年の国内総供給価額及び事業分野占拠率に関する出荷集中度調査の結果によれば、著作物使用料により計算された音楽著作権管理業の国内総供給価額は950億円を超えています。</p>

意見の概要	考え方
<p>(2) 「同種の役務」とし得る範囲</p> <p>「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」によれば、「機能」とは「(役務の) 物的作用・用途」をいい、「効用」とは「(役務の) もたらす満足・経済的効用」を意味するところ、レコードの製作・頒布を業とするレコード会社に対し、録音の利用許諾(「用途」: レコードの適法な製作・頒布を可能にすること。)の代わりに演奏の利用許諾(「用途」: 演奏会や社交場における適法な演奏を可能にすること。)を供給しても、レコードビジネスにおいて音楽著作物を適法に利用することができるという「満足・経済的効用」はもたらされない。</p> <p>このような「機能及び効用」の相違及び需要者にとっての代替性の欠如を無視して、全ての支分権に係る利用許諾を包括的に「同種の役務」とすることはできないと考えられる。</p> <p>なお、公正取引委員会は過去に独占禁止法違反事件に係る具体的な事案において、「我が国の放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野」という分野を特定しており、これは、「放送等利用に係る利用許諾分野」と他の利用形態に係る利用許諾分野とが「機能及び効用」を異にし、需要者にとっての代替性を欠いていることを認めたものである。</p> <p>具体的な事案において検討する「取引分野」と独占的状态の定義規定において検討する「事業分野」とを異なるものとする合理的な根拠を見いだすことはできず、公正取引委員会の意見の一貫性からしても、全ての利用形態に係る利用許諾を包括的に「同種の役務」とすることはできないと考えられる。</p>	<p>音楽著作権管理は、著作権者からみれば、適法かつ簡易迅速な手続を通じて、多数の利用者からの使用料の分配を受けることを可能とするものであり、利用者からみれば、利用形態に応じ、音楽著作権に係る一の権利や複数の権利について、適法かつ簡易迅速な手続を通じて、適正な使用料で音楽著作権を利用することを可能とするものです。このことが音楽著作権管理の機能であり、この適正な使用料で利用することが可能となることによりもたらされる満足、経済的効用が利用者にとっての効用であり、支分権によって異なるものではないと考えます。</p> <p>なお、「同種の役務」は、「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」において明らかにしているとおり、「機能及び効用」が同種である役務をいいます。したがって、同一の需要者に代替的に供給されるかどうかという点は「同種の役務」の画定に当たって問題となりません。</p> <p>過去に公正取引委員会が「放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野」を問題としたのは、独占禁止法第2条第5項に規定する私的独占に該当するかどうかの観点から検討したものです。一方、本件は同法第2条第7項に規定する独占的状态の定義規定のうち事業分野の該当性について「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」に基づいて検討するものです。</p>